

「暴風警報」もしくは「特別警報」 が発令されたときの措置

北大阪に「暴風警報」もしくは「特別警報」が発令された場合、以下の通りとします。

1. 「暴風警報」もしくは「特別警報」が発令されている間、登校の必要はありません。
2. 「暴風警報」もしくは「特別警報」が解除された場合、その時刻によって、次のように授業を開始します。
 - ア) 午前7時までに解除されたとき
……1時限（8：40）より平常授業
 - イ) 午前10時までに解除されたとき
……5時限（13：20）より授業
 - ウ) 午前10時までに解除されないとき
……休校

※居住地が北大阪外の生徒について

居住地において同様の警報が発令された場合は自宅待機とし、出欠については「出席停止」とします。

なお、警報が発令された場合、電話が混み合うことが予想されるので、電話による学校への問い合わせはせず、テレビ・ラジオなどの情報により判断してください。また、携帯メールによる情報にも注意してください。

生徒心得 校時表

S.H.R	8時35分～8時40分
第1限	8時40分～9時30分
第2限	9時40分～10時30分
第3限	10時40分～11時30分
第4限	11時40分～12時30分
昼休み	12時30分～13時15分
第5限	13時20分～14時10分
第6限	14時20分～15時10分
S.H.R・清掃	15時15分～

学校生活における「心がまえ」と「きまり」

1. 高校生活の「心がまえ」

高校生活の目標は社会の一員として豊かな人間形成を目指すところにある。高校生活をはじめるにあたっての「心がまえ」として以下の3点をしっかりとふまえてスタートすることが大切である。

- ① 自主的・積極的な姿勢で日々の学習に全力をかたむけること。
- ② 基本的な生活習慣を身につけ、規律正しい生活態度を維持すること。
- ③ 体力の増強に努め、心身とも健全な生活を送るよう日々心がけること。

又、学校は集団生活であるから、集団の秩序を維持し、充実した学校生活をおくるた

めに守らねばならない基本的なルール「きまり」が存在する。

この「きまり」はこれからの中学校生活においての学校と生徒との約束ともいべきもので、お互いにこの「きまり」を尊重し、守ることによって、信頼関係の上に築かれた学校生活の積極的意義が見出されるのである。

以下の「きまり」を熟読し、十分にその意味を理解することを望む。

2. 高校生活を送るにあたって

(1) 校内生活における「きまり」

ア. 学習

① 学習は高校生活の基本である。授業中はしっかりと耳をかたむけ、ノートをとり全精力を集中すること。授業に臨むにあたっては予習を怠らず、授業後は復習に専念して学力の定着、向上に努めること。

② 本校は8時35分に朝のSHRを行い、8時40分から第1時限の授業を行う。遅刻しないように登校する習慣をつけること。

③ 事情により欠席・遅刻・欠課・早退をするときは電話（1年：072-641-4374 2年：072-641-4363 3年：072-641-4391）によりできるだけ早く（8：15～8：30が望ましい）保護

者より学校に連絡のこと。遅刻をして登校してきた生徒は、学年・職員室および生徒指導室で「遅刻届」を記入し、教科担当の先生に提出する。

なお、遅刻・早退等により授業（考查）時間の半分以上出席できていない場合は、原則として、欠課扱いとなる。

- ④ 登校後事情により早退するときは、学級担任に申し出て「早退届」をもらうこと。
- ⑤ 病気により一週間以上欠席する場合は医師の診断書等を提出すること。
- ⑥ 病気による保健室での休養、体育の授業の見学についても所定の届け出を行うこと。
- ⑦ 登校後は授業終了時まで原則として外出は認めない。外出の必要があるときは学級担任に申し出て「外出許可証」をもらうこと。
- ⑧ 公欠の場合は「公欠願」を関係教員ならびに教科担任の承認を得て学級担任に提出すること。
- ⑨ 親族の喪に服するとき、次の区分によって忌引とする。忌引のときは、「出席すべき日数」から当該日数を差し引く。

父・母	5日
祖父母、兄弟姉妹	3日

その他の親族 1日

ただし、遠距離のときは往復に要する日数を加える。

イ. 身だしなみ

- ① 頭髪の脱色・染色・パーマ等は、禁止する。
- ② 登下校時及び校内では、制服を着用のこと。セーター・ベストに関しては学校指定のものを着用のこと。

ウ. 登下校

- ① 通学には徒歩又は自転車、バス、電車等を利用し、単車、自動車の使用を一切禁止する。

エ. その他、特に留意すべき事項

- ① 昼食のための外出は禁止する。
- ② 校舎、設備、備品等の公共物の愛護に努めること。正当な理由なく、それらを汚損、破損したときは、当事者による弁償を原則とする。汚損、破損したときは「施設、設備汚損・破損届」をただちに学級担任を通じ生徒指導部へ届け出ること。
- ③ 校内において、集会、文書の印刷・発行、配布、掲示、署名、募金、物品の販売等の行為に関しては必ず事前に特別活動部に届け出て許可を得、その指導に従うこと。
- ④ 校内立入禁止区域内に立ち入らない

こと。

(2) 校外生活における「きまり」

- ① 経済的理由などでアルバイトをする必要がある場合は所定の用紙をもって保護者から学級担任に届け出ること。
- ② 長期休業中等で宿泊を伴う旅行をする場合は、原則として成人の同伴を必要とし、事前に所定の「旅行届」を学級担任に提出すること。未成年者のみの旅行については保護者が学級担任とよく相談の上、決めるここと。
- ③ J R 運賃割引証明書、いわゆる「学割」を必要とする者は「学生割引証交付用紙」に必要事項を記入の上、保護者、学級担任、の印をもらった上、事務室へ申し込むこと。このとき前記「旅行届」を添付すること。

(3) 休学・復学・転学・退学・留学

病気などの理由によって引きつづき3か月以上にわたり就学する見込みがないときは、休学願を学級担任を通じて提出する。休学の理由が消滅したときは、復学願を担任を通じて提出する。他の高等学校に転学しようとするときは、あらかじめ学級担任又は教務部と相談し、転学に関する手続きについて説明をうけること。転学先が確定したら転学願を学級担任を通じて提出する。

退学しようとするときは、退学願を学級担任を通じて提出し、事務関係の手続きを終えたうえで退学が認められる。このほかに懲戒による退学などの処分もある。

留学をしようとするときは、学級担任を通じて必要書類を提出し、審査の手続きを終えたうえで留学が認められる。

(4) 単車の運転免許証の取得について

高校生の単車による事故の急激な増加、暴走族への高校生の参加など、人命尊重の見地からも、社会的逸脱行為の見地からも、憂慮すべき事態が起こっている。学業に専念すべき高校生として単車は不必要的なものであり、車の運転は常に危険と隣り合わせにあることを心に銘記すべきである。一旦事故をおこせば、被害者であれ、加害者であれ、精神的、肉体的、経済的苦痛は計り知れないものがある。従って本校生徒は在学中、次の三原則を心がけること。

- ① 単車、自動車の免許はとらない。
- ② 単車、自動車を運転、同乗はしない。
- ③ 単車、自動車を買わない。

(5) 懲戒規定について

本校では生徒の下記の行為によって、訓告、停学及び退学等の懲戒を受ける。

- ① 飲酒
- ② 喫煙
- ③ 万引、窃盗

- ④ 危険ドラッグ等の薬物吸引行為
- ⑤ 公共物の故意による破損又は汚損行為
- ⑥ 自動二輪車（原動付き含む）での通学・制服乗車
- ⑦ 考査における不正行為
- ⑧ 暴力行為
- ⑨ いじめ
- ⑩ 度重なる遅刻
- ⑪ 携帯電話の不正使用
- ⑫ その他、本校生としてふさわしくない行為